



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人  
「どっきん」

# 公正取引委員会 九州事務所 NEWS

2026.5月号

公正取引委員会は、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法及びスマホ法を運用しています。また、地方事務所では景品表示法(消費者庁が所管)についても相談等を受け付けております。

- ・ **独占禁止法**は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや入札談合、優越的地位の濫用行為等を禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。
- ・ **取適法**は、取引の公正化・中小受託事業者の利益保護を図るため、製造委託等代金の支払遅延、減額、返品等の委託事業者の不当な行為を禁止しています。
- ・ **フリーランス・事業者間取引適正化等法**は、多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。
- ・ **スマホ法**は、スマートフォンの利用に特に必要なソフトウェアについてセキュリティの確保等を図りつつ、公正で自由な競争を促進するための法律です。
- ・ **景品表示法**は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供を禁止しています。

## 【お問い合わせ先】

① 広報、職員採用等	総務課 (直通)	092-431-2329
② 独占禁止法、各種ガイドラインに関する相談	経済取引指導官	092-431-5882
③ 合併・事業譲受けに関する相談・届出	経済取引指導官	092-431-5882
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官	092-431-5882
⑤ 優越的地位の濫用に関する相談	取引課	092-431-6031
⑥ フリーランス・事業者間取引適正化等法についての相談、調査依頼等	フリーランス課	092-437-2756
⑦ 景品表示法についての相談、調査依頼等	取引課	092-431-6031
⑧ 取適法についての相談、調査依頼等	第一取引適正化調査課	092-431-6032
⑨ 独占禁止法違反についての調査依頼	第一審査課	092-431-6033

## 【所在地】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館2階

【ホームページ】 公取HP <https://www.jftc.go.jp/>

九州事務所HP [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kyusyu/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/)



# 九州事務所 掲示板

xi

## 地方有識者との懇談会の開催

九州事務所では、**各地域の経済界の有識者と直接意見を交換**し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、**管内の商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催**しております。当該懇談会の開催について、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

総務課 092-431-2329

## 経営指導員研修の開催

九州事務所では、全国の商工会議所及び商工会の皆様のご協力の下、**独占禁止法相談ネットワークの整備・活用**に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、**講師派遣等**を行っております。

【お問い合わせ】

総務課経済係 092-431-5882

## 消費者セミナーの開催

九州事務所では、**一般の消費者を対象**として、独占禁止法、景品表示法や公正取引委員会の業務について、**クイズ等を交えて**分かりやすく説明する「**消費者セミナー**」を随時開催しております。

つきましては、一般の消費者を対象に説明会等を行う機会がありましたら、消費者セミナーの開催を是非とも御検討ください。

【お問い合わせ】

取引課 092-431-6031

## 講習会への講師派遣

九州事務所では、独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて、講習会等へ講師を派遣しております。

**講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。**

【お問い合わせ】

総務課経済係 092-431-5882

## 独占禁止法教室の開催

九州事務所は、将来、様々な場面で経済活動に関わることになる生徒の皆様に、我が国経済の仕組みや市場における競争の必要性を紹介するための取組として、**実務経験を積んだ公正取引委員会職員を講師として学校の授業に派遣**し、独占禁止法や公正取引委員会の役割等を分かりやすく説明する「**独占禁止法教室**」を開催しており、開催を希望する**中学校・高校・大学**を募集しています。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

総務課 092-431-2329

## トリテキ会議の開催

九州事務所では、サプライチェーン全体の取引適正化を目指して、**中小事業者団体向けの広報・広聴企画「出張！トリテキ会議」**を開催してまいります。

本件企画は、令和7年10月以降、九州各県の商工会議所や中小企業団体中央会等に御協力をお願いして、開催しております。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

第一取引適正化調査課 092-431-6032

謝金や交通費等の経費は一切必要ないので、気軽に連絡してね！



# 九州事務所の活動状況

## 広報・広聴活動

### ◆講師派遣

下記のとおり講師を派遣いたしました。



開催日	テーマ・内容	対象者	開催場所
4月16日	フリーランス法説明会	株式会社福岡放送等	福岡市 オンライン
4月20日	下請法・振興法の改正学習会	福岡県商工団体連合会	福岡市

### ◆トピックイベント

下記のとおりイベントについて、主催・参加いたしました。



開催日	テーマ・内容等	内容	開催場所
4月22日	独占禁止法教室	鹿児島大学法文学部の学生向け	鹿児島市
4月22日	取適法（改正下請法）のポイント	鹿児島大学司法政策教育研究センター主催のセミナー	鹿児島市

### ◆今後の予定

下記のイベントを実施予定です。



開催日	名称	対象・内容など
5月11日	福岡独禁法研究会	公表案件の解説など
5月11日	入札談合関与行為防止法等研修会	九州地方整備局向けの研修
5月19日	入札談合関与行為防止法等研修会	九州地方整備局向けの研修
5月23日	地方有識者との意見交換会	宮崎県中小企業診断士協会との意見交換
5月25日	取適法に関する説明会	鹿児島県土産品公正取引協議会向け
5月26日	取適法に関する相談会	法人又は個人向け（大分県よろず支援拠点共催）
5月29日	取適法に関する相談会	法人又は個人向け（長崎県よろず支援拠点共催）

# 事件公表・フォトコーナー

令和8年4月2日 “独占禁止法違反被疑事件”

三角商事株式会社から申請があった確約計画の認定について【優越的地位の濫用行為】

## 三角商事株式会社から申請があった確約計画の認定について



### 違反被疑行為の概要

**三角商事**

- ・総合ディスカウントストア「ルミエール」を福岡県内に23店舗展開
- ・福岡県に本社を置く総合ディスカウントストア業者の中で売上高が**第3位**

**納入業者**

- ・三角商事に対する**取引依存度が大きい**
- ・他の事業者との取引開始又は取引拡大によって現在の三角商事との取引と**同等の売上高の確保が困難**

三角商事からの要請を断れない・・・

**従業員等の派遣要請**

改装開店・棚替えに際し、**納入業者に対し商品の陳列等の作業を要請**

- ▶費用負担等の派遣の条件について事前に納入業者と合意していない
- ▶派遣のために日当や交通費、宿泊費といった通常必要な費用を納入業者に対し支払っていない

優越的地位の濫用の疑い

### 確約計画

**三角商事が作成した確約計画**

- ①違反被疑行為の取りやめ
- ②違反被疑行為の取りやめ等を取締役会で決議
- ③納入業者への通知・役員及び従業員への周知徹底
- ④納入業者への返金（金銭的価値の回復）
- ⑤違反被疑行為と同様の行為を行わないこと
- ⑥コンプライアンス措置（行動指針の作成・周知徹底、定期的な研修・監査）
- ⑦第三者による上記①から⑥までの履行の監視
- ⑧第三者による履行状況の報告（5年間）

**公正取引委員会が確約計画を認定**

**措置内容の十分性**

- ・過去の独占禁止法第19条（優越的地位の濫用）の違反事案における排除措置命令の措置の内容を全て含んでいる
- ・納入業者**約440社に約4300万円の返金**（金銭的価値の回復）
  - ▶違反被疑行為により納入業者が被った不利益に係る被害救済の効果
  - ▶違反被疑行為の再発防止

**措置実施の確実性**

- ・第三者による措置の履行状況の監視及び報告の実施
- ・措置の内容ごとの実施期限を設定

令和8年度最初の事件公表です。記者会見の様子をお届けします！



この度、令和8年4月1日付けで松本博明が九州事務所長に着任いたしました。  
今後とも何卒よろしくお願い申し上げますとともに、着任のご挨拶を申し上げます。



公正取引委員会事務総局  
九州事務所長 松本博明

九州事務所 NEWS を御覧いただき、誠にありがとうございます。  
令和8年4月1日付けで、九州事務所長に着任した松本博明です。

公正取引委員会では、従来の独占禁止法に加え、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」（令和6年11月施行）、「スマホソフトウェア競争促進法」（令和7年12月施行）、「中小受託取引適正化法（取適法）」（令和8年1月施行）の運用という果たすべき役割の拡大が続いています。

日本が持続的な経済成長を遂げるためには、事業者の創意工夫が最大限に発揮され、イノベーションが次々と生まれる競争環境を整備することが不可欠です。そのため、令和8年1月、公正取引委員会として新たな競争政策の運営方針（ステートメント）を公表しております。

九州事務所では、ステートメントのとおり、次の「三つの柱」を有機的に連携させ、九州地域経済の健全な発展とイノベーションの促進に向けて尽力してまいります。

- **公正な取引環境の確保（取引適正化）** 「公正取引の主導者」として、スタートアップを含む中小企業やフリーランスの方々が不当な不利益を被ることのないよう取引の適正化を実現し、生み出す付加価値に見合った適切な対価を受け取れる環境の整備、円滑な価格転嫁を推進します。
- **市場環境の整備（対話の促進）** 「市場環境の整備者」として、デジタル化等の変化に対応し、関係者（ステークホルダー）との緊密な対話を通じて市場の実態を正確に把握し、事業者の予見可能性を高めるとともにイノベーションを後押しします。
- **厳正な法執行** 「法を運用する機関」として、優越的地位の濫用行為やカルテル等の違反行為には厳正に対処し、公正な競争の基盤を支えます。

九州地域の事業者の皆様が取引の公正さを実感し、消費者の皆様が競争の恩恵（良質な商品・サービス）を享受できるよう、職員一丸となって職務に邁進いたします。

今後とも、公正取引委員会の業務に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

